

社会福祉法人<sup>恩賜</sup>済生会支部島根県済生会江津総合病院内売店等出店希望者を次のとおり募集します。

2019年5月31日

社会福祉法人<sup>恩賜</sup>済生会支部島根県済生会江津総合病院

院長 中澤 芳夫

## 1 趣旨

病院利用者のサービスの向上と病院職員の福利厚生に寄与するとともに、病院経営の効率化を図るため、院内売店の出店及び自動販売機等を希望する事業者をプロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により公募します。

## 2 募集内容

(1) 出店場所 社会福祉法人<sup>恩賜</sup>済生会支部島根県済生会江津総合病院内 1階

(2) 出店場所の面積等 (売店)36.72 m<sup>2</sup>、(ラウンジ)79.16 m<sup>2</sup>、(倉庫)18.9 m<sup>2</sup>、  
(パントリー)13.16 m<sup>2</sup>、(自動販売機)13.2 m<sup>2</sup> (1階部分)

[管理業務] 飲料用自動販売機12台 (1階～6階)、アイス自動販売機1台 (1階)、  
公衆電話 5台 (1F、3F、4F、5F、6F)、マスク販売機2台 (1階)、  
新聞販売機、両替機各1台 (1階に設置)

(3) 出店場所の図面 別紙「売店平面図」のとおり

(4) 売店の内容

ア 営業日 年中無休 ※原則

イ 営業時間 午前8時00分から午後6時00分

ウ 営業内容 飲食物(弁当、パン、ジュース及び等乳飲料関係)、菓子、衛生材料用品、健康治療食品、日用雑貨品、新聞、雑誌、切手、印紙、宅配便等及び医療材料や医療消耗備品を提供・販売すること。また、付帯業務(診療報酬として請求できない物品や材料など)として下記業務の実施が可能であること。

①救急外来のオムツ、三角巾、寝間着等の販売(補充を含む)

②病棟で管理している衛生材料等の販売(補充を含む)

③患者の様態に応じた物品の受注、納品、販売(医師、看護師等の指示によるもの)

エ 販売価格 地域の標準的な価格を参考として、できるだけ安価に設定すること。

オ 店内には、利用者が食事や談話ができるスペースを設けること。

カ 運営に当たっての留意事項

(ア) 具体的な運営内容については、病院と協議すること。

(イ) 「営業時間」「販売品目」「営業方法」等について、病院から改善のための要望があった場合は速やかに対応すること。

(ウ) 院内・店内等の整理整頓に心がけ、周囲の清潔の保持に努めること。

(エ) 衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生上の問題については全て出店者の負担と責任において賠償すること。

(オ) 出店者の責に帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合には、全て出店者の負担と責任において賠償すること。

(カ) 病院の療養にふさわしくない商品（酒類・タバコ・風俗雑誌など）は販売禁止とすること。

(キ) 物品等の陳列は、車椅子が通行できるよう十分に配慮すること。

(ク) 利用者の趣味嗜好に応えられるように努めること。

(ケ) 関係法令に基づき営業に必要な申請、届出等は出店者が行うこと。

例) 医療材料等の取扱が見込まれることから高度管理医療機器販売等

(コ) 施設の一員として丁寧な対応・挨拶を心掛けること。

(ク) 大規模災害時において、被災施設に対する物品の提供等バックアップ体制を整えること。

(ク) 当院が実施する消防訓練、その他本業務に関連があると認められる事業の実施に協力すること。

### 3 契約方法及び契約期間等

(1) 本貸付契約は『建物賃貸借契約』を行うこととする。

(2) 契約期間 契約日から5年。

※店舗の撤去等に要する期間についても、契約期間に含むこととする。

(3) 営業開始日 (予定)

2019年10月1日(火) 仮オープン

※詳細については病院と協議して決定することとする。

※工事期間も仮設売店を設置すること。

#### 4 建物賃貸借料

下記項目の合計額を使用料として徴収します。

(1) 施設使用料(定額)

(2) 売上加算額(変動)

月間売上額に一定率を乗じて算出した額

(3) 光熱水費 使用実費額

#### 5 費用負担(別紙 1、2 参照)

(1) 出店に当たり必要な改装及び設備に要する費用及び運営に当たって必要な備品、経費等の費用は出店者の負担とする。なお、出店に当たり必要な改装及び設備整備に関しては病院と協議のうえ実施すること。

(2) 内線電話は病院側で設置する。ただし、外線使用時に係る料金は出店者の負担とする。

(3) 病院側の事由により改装等が生じた場合の費用の負担区分は病院と出店者で協議して決めるものとする。

(4) 契約が終了し、店舗等スペースを原型に回復する場合も出店者の負担とする。

#### 6 賃貸借契約に当たっての条件

(1) 建物賃貸借の目的外使用（以下「賃貸借物件」という。）を公用又は公共用に供する為に必要があるとき、又は許可した条件に違反する行為があると認められるときは、賃貸借契約の取消し又は変更をすることがある。

(2) 法人等を設立して5年以上経過しており、売店等について、各々良好な運営実績が3年以上あること。

(3) 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。

(4) 店舗の規格・運営のノウハウを持ち、本募集広告の日から過去5年以内に、病床数150床以上の病院で、自ら管理運営する店舗の健全な運営を3年以上継続して行った実績を有する法人であること（当該法人がフランチャイザーとなり、第三者（フランチャイジー）に運営を任せようとする場合は、フランチャイズ運営会社と該当第三者との連名により応募すること。その場合の第三者は個人でも可。ただし、実績評価については実際に運営をする第三者（フランチャイジー）を対象とする。また、過去3年間において、

食品衛生法等関連省令による行政処分（営業停止処分等）を受けていないこと。

- (5) 病院長が賃貸借物件の保安上必要な措置を命じた時は、これに従わなければならない。
- (6) 賃貸借物件の保全のため立入または現地調査を拒んではならない。
- (7) 賃貸借物件を許可した用途若しくは目的外に使用し、他人に転貸し、担保に供してはならない。
- (8) 賃貸借契約を締結したものが、故意又は過失により当該賃貸借物件を滅失し、棄損し、汚損し、若しくは荒廃し又は原形を変形してはならない。
- (9) (7) 又は (8) までに掲げる条件に違反したときは、当該賃貸借物件の原状回復又は損害賠償を命ずることがある。
- (10) (7) から (9) までに掲げる条件は、その原因又は行為が賃貸借契約を締結したものの代理人、使用人その他の従業員の行為であっても、適用するものとする。
- (11) 看板等の色彩、寸法、数量及び設置場所については事前に協議すること。賃貸場所以外の看板等が必要な場合は申請を行うこと。
- (12) 出店者として決定した後においても、地域との価格差が生じた場合や利用者の意見等により経済性が損なわれていると判断した場合においては、価格の改善を命令することがある。
- (13) 代表者等又は当該法人の役員等が、次のいずれかにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。
  - ア 暴力団（秒力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
  - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

## 7 出店申込書等の提出

### (1) 提出書類

- ア 出店申込書（様式第1号） 1部
- イ 会社概要（任意作成） 1部
- ウ 店舗図面（任意作成） 1部
- エ 運営実績等を証明するもの 1部
- オ 誓約書（任意様式） 1部
- カ 登記簿謄本 1部（写し可）※但し、公告日から3ヶ月以内の日付けのもの
- キ 納税証明書（直近3ヶ月前のもの） 1部（未納のない証明 国税その3の3）
- ク 企画提案書（任意作成） 10部

クの企画書については様式第3号の評価項目に基づき任意で作成するものとする。

### (2) 提出書類（出店申込書）の請求

様式第1号の用紙は、社会福祉法人<sup>鳥取</sup>済生会支部島根県済生会江津総合病院ホームページからダウンロードして下さい。問い合わせは担当部署「10 お問い合わせ先及び書類提出先」を参照。ホームページアドレス <http://saiseikai-gotsu.jp/>

### (3) 質問書受付期間

2019年5月31日（金曜日）から2019年6月7日（金曜日）午後5時までに様式第2号をホームページからダウンロードし、担当部署（「10 お問い合わせ及び書類提出先」参照）に郵送または電子メールにて送付願います。

### (4) 質問書回答期限と回答方法

2019年6月11日（火曜日）までに随時、社会福祉法人<sup>鳥取</sup>済生会支部島根県済生会江津総合病院ホームページに掲載いたします。

### (5) 提出書類等の提出期限

2019年6月17日（月曜日） ※但し、企画提案書の提出は除く

### (6) 提出書類等の提出先

担当部署（「10 お問い合わせ及び書類提出先」参照）に持参または郵送により提出してください。ただし、持参の場合は午前9時から午後5時まで。また、土曜日、日曜日及び祝祭日、正午から午後1時を除く。郵送の場合は、書留郵便により午後5時までに必着のこと。

## 8 選定の方法及び結果の公表等

### (1) 選定の方法

- ア 公募型プロポーザル方式とする。
- イ 事業者選定の審査は、選考委員会により行う。
- ウ 参加者が1者のみの場合でも審査は実施する。

### (2) 参加資格確認結果通知

出店申込書等を提出した参加者に対して、2019年6月21日(金)に参加資格確認結果を通知する。

### (3) 企画提案書の提出期限

2019年6月28日(金)

### (4) プレゼンテーション

2019年7月4日(木) (予定) とする。

参加資格確認結果通知後、日時を指定し開催場所、時間等を参加者に通知する。

### (5) 評価項目等

様式第3号を参照。必要に応じて社会福祉法人<sup>島根県</sup>済生会支部島根県済生会江津総合病院ホームページからダウンロードして下さい。

### (6) 選定結果の公表日

2019年7月8日 (月曜日)

### (7) 選定結果の公表方法等

- ア 決定事業者に通知するほか、ホームページに掲示します。
- イ プロポーザル審査に対する問い合わせや異議申し立ては、一切受け付けないこととする。

### (8) 提出に伴う費用

提出等に係る費用の全ては、参加者の負担とする。

### (9) 失格事項

次の各号いずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- ア 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- イ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの。

エ 本プロポーザルに関して不適切な行為があった場合。

(10) その他

ア 審査及び評価等に係る基準日は、公告の日時点とする。

イ 提出期限以降、提出書類等の差替え及び再提出は認めない。

ウ 提出書類等の提出後に書類の差し替えが必要な場合、提出期限までの差替えは認めるが、必ず持参により対応すること。

エ 辞退する場合は、速やかに辞退届(任意)を持参により提出すること。

オ 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

カ 提出された書類は返却しない。なお、提出書類等は選定以外の目的で参加者に無断で使用しない。

キ 提出された企画提案書等に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの参加者に帰属するものとする。なお、企画提案書等の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められる場合を除き、第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した参加者に帰するものとする。

ク 本プロポーザルの手続きにおいて、病院が配布した一切の書類や資料等を他の目的で使用しないこと。

ケ 審査に係る内容を確認するため、追加資料の提出を求めることがある。

9 参考事項 (病院の概要)

(1) 名称 社会福祉法人<sup>〃</sup>豊濟生会支部島根県済生会江津総合病院

(2) 開設 昭和30年4月

(3) 所在地 島根県江津市江津町1016-37

(4) 標榜診療科 17科

(5) 許可病床数 300床 (稼働病床数220床)

(6) 敷地面積 32,858㎡

(7) 職員数 (臨時, 嘱託等含む) 303人 (令和元年5月1日現在)

(8) 委託人員概算 (医事, 清掃, 給食, 警備等) 約65人

(9) 患者数 (平成30年度平均1日あたり) 入院213人 外来233人

(10) 付き添い及び見舞客等の人数 1日あたり約137人

10 お問い合わせ及び書類提出先

(1) 担当 島根県江津市江津町 1016-37

社会福祉法人<sup>島根</sup>済生会支部<sup>島根</sup>済生会江津総合病院 企画経営課

(2) 連絡先 電話 (0855) 54-0101 (代表) FAX (0855) 54-0171

[E-mail] s-matsumoto@saiseikai-gotsu.jp